三十七　［略］

三十八　関税率表第八四・五九項及び第八四六六・九三号（第八四・五九項の機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品に係るものに限る。）に該当するもの

三十九～四十四　［略］

四十五　関税率表第八四六六・一〇号、第八四六六・二〇号及び第八四六六・三〇号に該当するもの

四十六　［略］

四十七　関税率表第八四・七一項に該当するもの

四十八　［略］

四十九　関税率表第八四・七三項に該当するもの

五十　［略］

五十一　関税率表第八四・七五項に該当するもの

五十二　関税率表第八四・七七項に該当するもの

五十三～六十一　［略］

第百二十七条　輸出令別表第二の三第二号の二(39)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　関税率表第八五〇四・三二号、第八五〇四・三三号、第八五〇四・三四号及び第八五〇四・四〇号に該当するもの

三十七　［略］

三十八　関税率表第八四・五九項（第八四五九・二九号、第八四五九・三九号、第八四五九・五一号、第八四五九・五九号及び第八四五九・六九号を除く。）及び第八四六六・九三号（第八四・五九項の機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品に係るものに限る。）に該当するもの

三十九～四十四　［略］

四十五　関税率表第八四六六・一〇号及び第八四六六・二〇号に該当するもの

四十六　［略］

四十七　関税率表第八四・七一項及び第八四七三・三〇号に該当するもの

四十八　［略］

四十九　関税率表第八四七三・二一号に該当するもの

五十　［略］

五十一　関税率表第八四・七五項（第八四七五・一〇号を除く。）に該当するもの

五十二　関税率表第八四七七・三〇号、第八四七七・四〇号及び第八四七七・五一号に該当するもの

五十三～六十一　［略］

第九十五条　輸出令別表第二の三第二号の二トに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　関税率表第八五〇四・三二号、第八五〇四・三三号及び第八五〇四・三四号に該当するもの

三　関税率表第八五・〇五項に該当するもの

四～七　［略］

八　関税率表第八五・一四項に該当するもの

九・十　［略］

十一　関税率表第八五一七・六一号、第八五一七・六二号、第八五一七・六九号、第八五一七・七一号及び第八五一七・七九号に該当するもの

十二　［略］

十三　関税率表第八五・二五項及び第八五・二九項（第八五・二九項の機械に専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。）に該当するもの

十四　関税率表第八五・二六項及び第八五・二九項（第八五・二六項の機械に専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。）に該当するもの

十五　関税率表第八五二七・二一号及び第八五・二九項（第八五・二九項の機械に専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。）に該当するもの

十六　関税率表第八五二八・四九号及び第八五・二九項（第八五・二八項の機械に専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。）に該当するもの

十七　関税率表第八五・二九項（第八五・二四項の機械に専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。）に該当するもの

十八　［略］

三　関税率表第八五・〇五項（第八五〇五・一九号を除く。）に該当するもの

四～七　［略］

八　関税率表第八五・一四項（第八五一四・三二号、第八五一四・三九号及び第八五一四・四〇号を除く。）に該当するもの

九・十　［略］

十一　関税率表第八五一七・六一号、第八五一七・七一号及び第八五一七・七九号に該当するもの

十二　［略］

十三　関税率表第八五・二五項（第八五二五・六〇号及び第八五二五・八九号を除く。）に該当するもの

十四　関税率表第八五・二六項に該当するもの

十五　関税率表第八五二七・二一号に該当するもの

十六　関税率表第八五二八・四九号に該当するもの

［新設］

十七　［略］